

令和5年度（2023年度）半導体認知度向上動画制作及び 出前授業実施業務委託仕様書

1 委託業務名

令和5年度（2023年度）半導体認知度向上動画制作及び出前授業実施業務委託

2 契約期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月22日（金）まで

3 業務の目的

「九州半導体人材育成等コンソーシアム」や「熊本県半導体人材育成会議」において、産業界から小中学生の時期から半導体の魅力を伝えることが重要との意見が多く出されている。

このため、県内の小中学生や教員（以下「県内若年層等」という）向けに、半導体の認知度向上のための動画等を制作・周知するとともに、半導体に関する出前授業を実施することで、将来の半導体人材の育成を行う。

【九州半導体人材育成等コンソーシアムとは】

- 九州経済産業局により設立。九州の産学官関係機関で構成。
 - 半導体人材育成と確保、企業間取引・サプライチェーンの強化、海外との産業交流促進等に取り組んでいる。
- （九州経済産業局 HP https://www.kyushu.meti.go.jp/press/2203/220329_1.html）

【熊本県半導体人材育成会議とは】

- 本県が設置。県内の産学官関係機関で構成。
 - 半導体関連産業における人材育成の推進のため、各構成機関の取組みや産業界が求める人材像などについて、産学官で情報交換や意見交換を実施している。
- （熊本県 HP <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/62/156450.html>）

4 業務内容

（1）半導体認知度向上動画制作

下記①～③の動画を制作し、YouTube等の広告媒体へ掲載すること。

① 小中学校向け半導体認知度向上動画の制作【9月頃～12月下旬】

- ・ 半導体及び半導体関連産業等の魅力を発信する動画（15分程度）を小学生（4～6年生）向けに1本、中学生向けに1本の計2本を制作すること。
- ・ アニメーションを活用するなど、小中学生の興味を惹きつけ、半導体及び半導体関連産業の魅力が十分伝わる動画となるよう内容等に工夫を凝らし、提案すること。
- ・ 動画の制作において、企業へのインタビュー等を含める際は、インタビュー先として熊本県半導体人材会議の構成機関等を参考とすること。
- ・ 内容等の詳細については、契約締結後、県と協議のうえ決定すること。

② 教員向け学習指導用動画の制作【9月頃～12月下旬】

- ・ 小学校及び中学校の教員が、学生へ上記①を活用した半導体教育を行う際の事前学習用動画を（20分程度）小学校教員向けに1本、中学校教員向けに1本の計2本を制作すること。

- ・ 小学校及び中学校の教員が学習指導を行うにあたって一助となるよう構成内容等に工夫を凝らし、提案すること。
- ・ 内容等の詳細については、契約締結後、県と協議のうえ決定すること。

③ 半導体出前授業実施様子の撮影・事業紹介動画の制作【9月以降】

- ・ 下記（2）における半導体出前授業の様子を撮影し、事業紹介動画を小学校で1本、中学校で1本の計2本を編集・制作すること。（各10分程度）
- ・ 事業の内容や学生の反応が分かりやすく伝わるよう編集・制作すること。
- ・ 詳細については、契約締結後、県と協議のうえ決定すること。

（2）半導体出前授業の実施【9月以降】

- ・ 産学機関から講師を招き、熊本県内の小中学校の中で、最大6校（6回）にて実施すること。
- ・ 事業実施校及び講師の選定については、県で行うこと。
- ・ 事業実施校及び講師との日程調整や、講師への謝金の支払い等を行うこと。
※謝金単価：1人当たり31,800円/日（交通費を含む）
※講師人数：1校（1回）当たり5名程度
- ・ 事業実施にあたり、必要な場合は教材等資機材の購入を行うこと。
※教材等資機材の上限額：1校（1回）当たり200,000円（税抜）
- ・ 事業実施後、学生向けアンケートの実施・集計・分析を行うこと。
なお、県がアンケートを作成し、受託者に提供することとする。

（3）業務開始の際、県と受託者が協議のうえ、受託者が業務全体のスケジュールを作成すること。

（4）上記業務の他に、本事業の効果拡大に通じる取組み（広報等）があれば提案すること。

（5）上記（1）①、②の動画制作については、動画内容や掲載手法等について事前に県と随時協議を行い、令和5年（2023年）12月22日（金）までに業務を完了すること。

※ なお、（1）③の動画制作については、令和6年（2024年）3月22日（金）までに業務を完了すること。

5 実績報告

（1）業務完了後、次の書類等を提出すること。

- ① 業務完了報告書（別添様式1）
- ② 実績報告書〈任意様式〉
実施時期、数量、内容等について記載。
- ③ 動画成果物
電子媒体（CD-ROM）で提出

（2）納期限

令和6年（2024年）3月22日（金）

6 特記事項

（1）秘密の保持等

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、委託者の承諾な

しに、業務の処理過程において得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(2) 個人情報の保護

受託者は、契約の履行に当たって、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守する。

(3) 権利義務の譲渡等

受託者は、委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は請け負わせてはならない。

(4) 再委託の禁止

受託者は業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の文書による承諾を得たときは、この限りではない。

(5) 損害のために必要を生じた経費の負担

業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担する。

(6) 本委託業務の経理の別について

この業務に係る経費を明らかにするために、他の経理と明確に区分して、会計帳簿及び証拠書類を整備するものとし、本委託業務が終了した日の属する会計年度の終了後5年間、これを保存しておかなければならない。

(7) 著作権について

- ・ 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第27条及び28条の権利を含む。）は、全て県に帰属するものとする。

- ・ 受託者は本件履行に伴い発生する成果物について、県に対して著作者人格権を行使しない。

- ・ 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

- ・ 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

7 その他

(1) 委託期間中及び期間の終了後において、委託者が必要と認める場合は、受託者に対しこの業務に関し必要な報告を求め、又はその職員が受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

(2) 当仕様書に定めのない事項、又は当仕様書に定める業務の実施に当たって必要な詳細事項及び疑義が生じた場合は、遅滞なく委託者及び受託者が協議し解決する。